随 時 記 者 発 表

<table>
<tr><td>項　　目</td><td colspan="4">令和元年度官民連携屋外広告物安全対策パトロールの実施について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区　分　等</td><td>発　　表</td><td>月　　日　　時　　分</td><td rowspan="2">説明者</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>資料配付</td><td>９月１０日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>配 布 資 料</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>発 表 要 旨</td><td colspan="4">近年、適切に管理されていない屋外広告物が落下する事故が発生していることから、安全管理の技術的なノウハウをもつ一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会と連携し、倒壊又は落下の防止の視点から調査、確認を行うことで、広告物の安全対策の普及啓発を図ることを目的として、パトロールを実施します。

１　日時
令和元年９月２４日（火）　１０：３０～１２：００
２　調査区域
浦河郡浦河町浜町、大通２丁目、大通３丁目
※　詳細は、別紙のとおり
３　実施主体
北海道日高振興局
（一社）北海道屋外広告業団体連合会
４　協力
浦河町
５　実施方法
広告物に倒壊又は落下の危険がないかの調査、確認を行うとともに、安全管理について啓発します。</td></tr>
<tr><td>報道に当たってのお願い</td><td colspan="4">記事の掲載にあたりましては、店舗や屋外広告物が特定されないようご配慮をお願いします。</td></tr>
<tr><td>担　　当</td><td colspan="4">日高振興局産業振興部建設指導課　課長　久慈　直樹
電話　０１４６－２２－９２９０（直通）
主査（まちづくり）　国本　真和
電話　０１４６－２２－９２９１（直通）</td></tr>
</table>

調査区域図

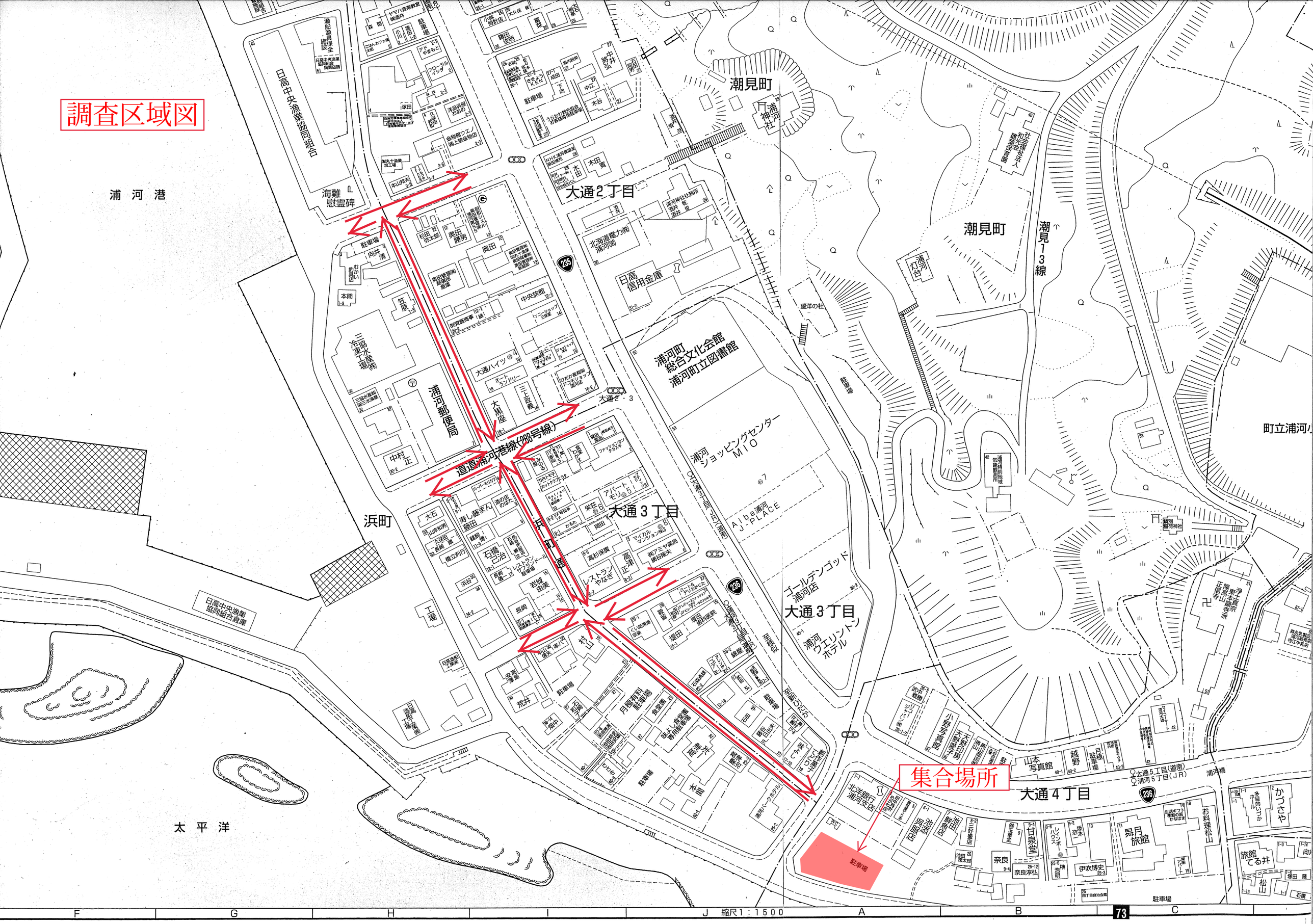
浦河港
日高中央漁業協同組合
海難慰霊碑
浜町
潮見町
大通2丁目
大通3丁目
大通4丁目
浦河郵便局
浦河町総合文化会館
浦河町立図書館
浦河ショッピングセンターMIO
ゴールデンゴッド浦河店
浦河ウエリントンホテル
日高信用金庫
北海道電力(株)浦河
潮見13線
町立浦河小
道道浦河港線(208号線)
浜町通
集合場所
駐車場
太平洋
日高中央漁業協同組合倉庫
縮尺1：1500
73

広告物を掲出している皆様へ

屋外広告物による事故を起こさないために

6月・9月は屋外広告物クリーン強調月間です。

看板は雨、風、雪など日々厳しい自然環境にさらされています。
そして、老朽化した看板は事故のリスクが増加します。
あなたの看板には、このような異常はありませんか？

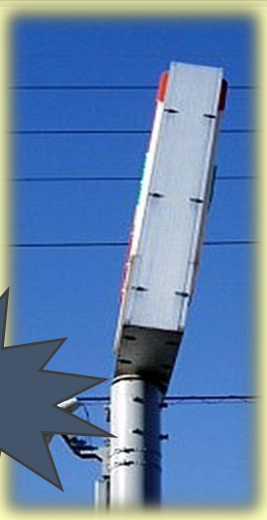

それは看板が落下するかもしれないサインです。

異常の早期発見のため、定期的な点検を実施するとともに、異常を発見した際には、補修や錆止め、撤去等の適切な対応をお願いします。
万が一、事故が発生した場合には賠償責任を問われることもあります。

○管理義務について

広告主や、広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件の補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務づけられています。

広告物を掲出する皆さんは、日常的な安全確認や定期的に適切な点検を行い、広告物の安全管理を徹底していただきますようお願いします。

裏面へ

安全管理のための点検を！

屋外広告物は表面がきれいに見えていても、内部では腐食が進んでいる可能性があります。そのような異変に気づくためには、日常的な点検が必要です。適切な管理に努めましょう。

部位	状況	チェック
基礎部・上部構造	1　上部構造全体の傾斜、ぐらつき	
	2　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	
	3　鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	
支持部	1　鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	
	2　鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	
取付部	1　アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	
	2　溶接部の劣化、コーキングの劣化等	
	3　取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	
広告板	1　表示面の著しい変色・たい色	
	2　表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	
	3　側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	
	4　広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	
照明装置	1　照明装置の不点灯、不発光	
	2　照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	
	3　周辺機器の劣化、破損	

「屋外広告物安全点検結果報告書」抜粋

広告物の点検について

道では、広告物の安全性の確保をより一層図るため、条例等を一部改正し、広告主や広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件を定期的に点検しなければならないことを明確化しました。（ただし、移動広告物、簡易広告物を除く。）また、許可を受けた固定広告物であって１つの広告物の表示面積が 10 ㎡を超えるものは、資格のある点検者による点検が必要です。広告物の点検の詳細については、道のホームページに掲載されております。

北海道　屋外広告物の点検について	検索

←こちらからも！
「屋外広告物の点検について」

北海道屋外広告物管理指針について

道では、掲出している広告物を良好な状態で管理していただくため「北海道屋外広告物管理指針」を定め、管理に必要な点検項目や点検管理に基づく対処法等を示しています。広くこの指針をご活用いただき、屋外広告物の適正な管理を行ってください。

北海道屋外広告物管理指針	検索

【問い合わせ先】
〒057-8558
北海道日高振興局産業振興部建設指導課　　主査（まちづくり）　Tel（0146）22-9291